主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告は、昭和四六年六月二九日旭川地方裁判所が、申立人の移監願いを採用 しなかつたのに対し、直接当裁判所に申し立てたものであるが、かかる特別抗告は 許されないのであるから、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致 の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年七月一九日

最高裁判所第二小法廷

| 郎 | 太 | 幸 | Ш | 色 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| _ | | 朝 | 上 | 村 | 裁判官 |
| 男 | | 昌 | 原 | 岡 | 裁判官 |
| 雄 | | 信 | Ш | 小 | 裁判官 |